

## 厚木市南毛利学習支援センター印刷機等利用サービス取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市南毛利学習支援センター（以下「センター」という。）に設置する印刷機及びコピー機を一般の利用に供するセンター印刷機等利用サービス（以下「印刷機等利用サービス」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (利用対象)

第2条 印刷機等利用サービスを利用できる者は、センターを利用する市民及び団体等で、資料等の印刷を希望する者（以下「希望者」という。）とする。

### (利用受付時間)

第3条 印刷機等利用サービスの受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

### (利用場所)

第4条 印刷機等利用サービスを利用する場所は、センターの事務室とする。

### (利用方法)

第5条 希望者は、自ら機器を操作し、印刷機等利用サービスを利用するものとする。

2 印刷機の印刷用紙は、希望者が持参するものとする。

3 印刷機等利用サービスで印刷できる原稿は、日本工業規格A列3番の大きさまでとする。

### (利用に係る費用)

第6条 印刷機の利用に係る費用は、1原稿につき印刷枚数100枚まで50円とし、印刷枚数が100枚を超える場合にあっては、100枚印刷するごとに20円ずつ加算した額とする。  
また、誤製版による追加製版の場合は、1原稿につき30円を加算する。

2 コピー機の利用に係る費用は、1枚10円とする。

3 両面印刷の場合は、前項に定める費用の額の2倍の額とする。

### 附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。